

令和3年度第6回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時40分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 16
欠 席 総 数 2

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	欠席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:なし

令和3年度第6回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（大和事務局長）

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名でございますが、本日は16名が出席、2名が欠席しております。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」のち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第6回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号3番 江村卓三委員と、議席番号4番 藤野俊孝委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田5筆、合計面積は、13,622㎡、位置図は2ページから5ページ、公図は、6ページから11ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北へ約1.1kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じ、自己所有地として引き続き、営農活動を行うものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、[REDACTED]に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田1筆、面積は、564㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から東へ約2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じ、農業経営の安定を図るものでございます。

申請地は、譲受人の[REDACTED]に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

1番の案件について、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。1番の案件について報告いたします。すぐる9月7日、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請地は、利用権設定により以前から譲受人が耕作している水田で、譲受人の自宅からも近く、利用計画の内容、機械の保有状況からみて何ら問題はないと判断をいたしました。ご審

議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。2番の案件につきまして報告いたします。9月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、譲り渡すことを決めて譲受人に申し出たものです。申請地は既に隣接の譲受人の圃場と一体となっていて、以前より水稻を栽培しており、自己所有地として営農の安定のため購入することにしたものです。現在もきちんと管理されており、売買による所有権の移転で何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書15ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は21、22ページ、公図は23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から、北東へ約1.2kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和3年度第3回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和3年7月27日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更になったことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、農業用施設でございます。

申請理由は、現在、耕作に必要な農機具の保管場所や育苗用地がないことから、農業競争力強化農地整備事業に併せ、農業経営の規模拡大及び作業効率を目的に、この度の計画がなされたもので、各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

「農業競争力強化農地整備事業」の事業施行者である山口県から、「創設換地計画適合証明書」及び「一時利用地指定通知書」が交付されており、創設換地による所有権の移転となる予定でございます。

一体利用地は、市道占用部分のみで、既に、道路占用許可がなされており、確保は確実でございます。

土地利用計画では、育苗用地が、1,700㎡となっておりますが、譲受人は、現在、約26haの水稲を耕作しており、この度の計画面積は、適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、水利組合に説明がなされており、周辺農地への営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

15ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は25、26ページ、公図は27ページで、土地利用計画図は28ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から西へ約4.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅の敷地拡張でございます。

申請理由は、庭や家庭菜園の整備を目的に自己用住宅の敷地拡張を計画したもので、父親である貸付人が、息子である借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、貸付人の所有地1筆のみで、土地所有者として承諾しており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地の南東側に赤線等で分断された農地はございますが、申請地よりも高い位置にございます。

汚水は、合併浄化槽で処理され、道路側溝に放流されます。雨水は、道路側溝又は、隣接地の宅地に放流されますが、隣接地の土地所有者から、雨水の放流については承諾している旨が記載された承諾書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

3番と4番は、同一案件でございますので合わせてご説明いたします。

総会議案書は、16ページでございます。3番、4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は29、30ページ、公図は31ページで、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から、南西へ約870mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、長屋住宅でございます。

申請理由は、申請地周辺は、住環境に恵まれており、立地条件も良く建設場所として適地であると判断し、この度の計画に至ったもので、事業実施者の要望に土地所有者が応じたものでございます。

3番は、売買による所有権の移転で、4番は、使用貸借による権利の設定となっております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接している農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっており、汚水は、公共下水道で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書17ページをお開きください。5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は33、34ページ、公図は35ページで、土地利用計画図は36ページをご覧ください。

申請地は、J R山陽本線新下関駅から北西へ約720mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地10区画を整備するものでございます。

申請理由は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、人口も増加傾向にあることから、住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の宅地1筆と山林1筆は、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しております。

また、住宅7、8以外の8区画については、標準的な建物の建ぺい率が、22%以上となっており、住宅7、8についても土地売買契約書の特約条項にて22%以上の建築物を建築する旨の記載があることから、適当であると判断しました。なお、農地転用許可の基準のうち、一般基準において、「申請目的の実現に必要な資力及び信用があると認められないこと。」に該当するときは、許可をすることができないと規定されております。

本案件については、住宅の建築工事費が2棟分のみの計上となっておりますが、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」で、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資金及び信用を求めないこととして差し支えないとされております。

事務局といたしましては、令和2年10月に、同地区にて、特定建築条件付売買予定地を目的とした農地転用事案があり、現在、10区画全ての、土地の売買契約及び建物工事請負契約が締結され、建築確認済みの状況であり、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類から

も農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可された場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。開発許可と同時施行といたします。

総会議案書18ページをお開きください。6番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は37、38ページ、公図は39ページで、土地利用計画図は40ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から、南西へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、原木置場を含む原木加工作業場の整備でございます。

申請理由は、事業拡大と競争力を確保する為に、XXXXXXXXXXに計画している菌床栽培場のみでは、キノコ栽培に必要な原木置場を含む原木加工作業場の確保が困難なことから、この度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

譲受人は、認定農業者で、既に、この度の計画については、下関市長から都市計画法適合証明書が交付されております。

一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分と、県道及び市道の加工部分のみで、法定外公共物用途廃止通知書、下関市長からの道路工事施行承認書、中国地方整備局長からの道路工事施工承認書が提出されており、確保は確実であると判断しております。

本案件は、大規模な計画となっておりますが、譲受人の計画では、キノコ等の菌床体となるチップ重量、年間、約2,200トンを必要としており、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接している農地が一部ございますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生を実施する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、新設の道路側溝から農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書19ページをお開きください。7番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は41、

4 2 ページ、公図は 4 3 ページで、土地利用計画図は 4 4 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から、南東へ約 1. 4 k m に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、事業用駐車場でございます。

申請理由は、来客数の増加により、既存の駐車場が手狭になったことから、自己所有地の隣接地に位置する申請地に計画したもので、管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、譲受人の所有地 1 筆のみで、申請地に隣接した農地はございません。

総会議案書 4 4 ページをお開きください。

計画地の西側に、利用されない部分が、約 4 5 7 m² ございますが、現地調査の結果、法面及び山林化した部分であることを確認しています。

譲受人は、農地転用後は、山林として管理する計画で、この度の計画及び計画面積は、適当であると判断しました。

申請地に隣接した農地はございません。

汚水の発生もなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

なお、本案件は、追認案件で、平成 4 年頃から、駐車場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

1 9 ページに戻りまして、8 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 4 5、4 6 ページ、公図は 4 7 ページで、土地利用計画図は 4 8 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約 7 6 0 m に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、通所介護事業、地域密着型介護予防サービス事業施設の建設でございます。

申請理由は、現在菊川地区にて、通所介護施設を運営している譲受人が、事業規模の拡大を目的にこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、国道加工部分のみで、道路工事等承認申請書が提出されており、

確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、申請地内は、アスファルト舗装する計画となっており、法面保護として、強度転圧する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書 20 ページをお開きください。9 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 49、50 ページ、公図は 51 ページで、土地利用計画図は 52 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から、南西へ約 1 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、共同住宅でございます。

申請理由につきましては、新規事業として、アパート経営を計画した譲受人が、申請地が適地であると判断し、この度の計画に至ったもので、管理が困難な各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、コンクリートブロック積みの擁壁を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用排水路に放流されますが、水利組合に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

20 ページに戻りまして、10 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 53、54 ページ、公図は 55 ページから 57 ページで、参考資料として、一筆図形を、58 ページ、土地利用計画図は 59 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約 1.3 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、工場及びドッグランでございます。

申請理由は、小月に作業場を借りて、鉄工、製缶業を営んでいる譲受人が、自

宅から近くに位置している申請地に工場の建設と、併せて、ドッグランの整備を計画したもので、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、この度のドッグランの利用者は、譲受人を含む地元住民となっております。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

申請地の北東側の農地は、市道で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の土水路から、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

20ページに戻りまして、11番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は60、61ページ、公図は62ページ、土地利用計画図は63ページをご覧ください。申請地は、下関市役所勝山支所から、北東へ約1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、資材置場でございます。

申請理由につきましては、譲受人が、土木工事を行うため、県道沿いで、交通の便も良く安価での土地確保が可能な申請地に計画したもので、県外に居住しており耕作が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当と判断しております。

しかしながら、この度の計画では、仮土砂置場として、申請地内に、土砂を、800m³、2tトラックで、最大約600台分の搬入が想定される計画となっており、全てが搬入された場合、申請者からは、土砂の高さが約5m程度になるとの報告を受けております。

事務局といたしましては、芝張りによる法面の保護だけでは、土砂流出対策が不適當であり、周辺農地の営農に支障があると判断しております。

本案件は、立地基準には、適合しておりますが、一般基準であります、農地法第5条第2項第4号の「土砂の流出が認められる場合」、「周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」に該当しており、許可基準を満たしていないと判断しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1 番の案件について、議席番号 7 番 下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

7 番の下田です。9 月 7 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地確認をいたしました。現地は法人の方の営農棟ということで、農業用倉庫 2 棟と育苗用地確保ということで、経営面積からしてこの転用については条件を満たしていると思います。今後、営農を行ううえで大切な施設ということで、是非ご審議のほどよろしくをお願いします。雨水は農業用排水路に流されて、汚水については浄化槽で処理されて農業用排水路に流されるということですので計画に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

それでは、2 番、5 番、7 番及び 11 番の案件について、議席番号 5 番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5 番の田崎です。2 番の案件ですが、9 月 6 日、農業委員 2 名、事務局職員 2 名で現地調査を行いました。申請地は、XXXXXXXXXXの近くにありまして、住宅に囲まれた第 2 種農地です。現在は耕作されておらず、高い草に覆われていました。貸付人と借受人は父と子で、借受人である息子は自宅敷地を拡張して庭や家庭菜園を計画しています。父親である貸付人が、息子である借受人の要望に応じたものです。雨水が一体用地から隣地に放流されることにつきまして、土地所有者の承諾を得ていることから何ら問題はないと思います。よろしくご審議のほどをお願いします。

5 番の案件について、ご報告申し上げます。同じく 9 月 6 日に農業委員 2 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました。申請地は、新下関のXXXXXXXXXXの近くにあり、既存の住宅集落と隣接している第 2 種農地です。現在は耕作されておらず、草や竹が立ち込めていました。この地域は住環境も良く宅地化が進んでいるところです。譲受人は住宅の需要が見込まれるため、開発をし販売したいと譲渡人に要望し、その要望に譲渡人が応えたものです。特定建築条件付販売予定地 10

区画です。申請に必要な事項が記載された関係書類が添付されています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

7番の案件について、ご報告いたします。同じく6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、新下関駅から長府に抜ける国道2号線沿いにありました。譲受人は[REDACTED]しており、道路を挟んで反対側にゴルフ場利用者の駐車場があります。今年4月に事業承継を行い、会社の所有地及び借地を改めて精査したところ、平成4年の頃から、譲渡人から口頭で駐車場を借りていたようです。農地法違反であることにその時気づいたようです。譲受人は、来客数が増加するため現在の駐車場が手狭になったために、自己所有地に隣接している申請地を含めまして駐車場の整備を図るものです。農地法に違反していたことで、始末書も添付されております。第2種の孤立農地で、周辺には影響がないと思われまふ。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

11番の案件について、ご報告いたします。9月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請地は、長安線沿いに位置している農地で、一部果樹が作付けられていますが、雑草等が繁茂しており長い間耕作されていない農地でした。申請地の南側に隣接した農地は、現在水稻が作付けされており、計画どおりの土砂が搬入された場合、土砂等が流出いたしまして営農に支障があると考えております。事務局には、申請者に土砂流出対策を再度検討するように伝えることを指示しておりましたが、変更されることなくこの度の議案上程に至ったものです。現地調査の結果、私ども農業委員も、この度の計画は土砂の流出対策に不備があると判断しております。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

それでは、3番及び4番の案件について、議席番号4番 藤野俊孝委員、報告をお願いします。

藤野俊孝委員

議席4番の藤野です。3番、4番の案件について報告します。すぐる9月7日、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。先ほど事務局の説明のとおり、譲渡人が譲受人の要望に応じたものであり、申請地周辺は農地も少なく、近隣には保育園もあり住環境に恵まれた地域であります。譲受後は長屋住宅を建設し、駐車場を整備するものですが、入居者も見込まれ、雨水は自然流下で道路側溝に放流され、汚水は公共下水道で排出され、周辺に影響はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件について、議席番号6番 岡本住子委員、報告をお願いします。

岡本住子委員

6番の岡本です。9月7日、農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認しました。山陰本線梅ヶ峠駅から近いところにあります。目の前には[REDACTED]があります。譲受人の方がそこで事業をされるということで、原木の置場を探しているところで、今回の場所を選んだものです。ここは国道191号線と市道にまたがった割と条件のいい場所ですけど、国道からちょっと下がったところに農地がありまして、耕作するのはちょっと難しい所です。譲渡人3名のうち2名は高齢化されていて、どの譲渡人も跡を継がれる方がいらっしゃらなくて、致し方ない案件と思っています。雨水の方は新たに作られる側溝を流れ農業用排水路に排出されますので、なんら支障もないと思いますので、どうぞ皆さんご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、8番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本です。さる9月6日、事務局職員1名、農業委員2名で現地を確認いたしました。この事業は、今回、譲受人がやっております介護事業の事業拡大を目的としたものであります。譲渡人は高齢のため現在も何も作っておりませんが、これから先も作る予定はないということで、譲受人の要望に応じたものでございます。汚水は合併浄化槽により処理されます。そして雨水等は農業用排水路以外の水路又は河川に放出される予定であります。以上なんら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山田会長）

続きまして、9番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。9番の案件について報告いたします。9月6日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。この案件は、売買による所有権

の移転で、賃貸用集合住宅を建設するもので、一棟の共同住宅と駐車場15台分の計画です。譲渡人は2名で、ともに、現在、本件土地を耕作しておらず、管理も困難な状況であります。譲受人は賃貸住宅を建築し、貸付により収益を得るために建築工事を打診し、譲渡人が売買に応じることにしたものです。国道191号に接し水路に挟まれており、周辺には耕作された農地はなくなく、第1種農地ではありますが、やむを得ない案件だと思えます。雨水は自然流下で農業用排水路に放流、汚水は合併浄化槽で処理、農業用排水路に放流となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山田会長）

続きまして、10番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。10番の案件についてですが、9月6日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。現地は、更地でミカンの木が2本ほど植えられていました。以前は、全体に果樹が植えられていましたが、老木となり現在の状況となっています。草刈り等々の管理はされていますが、後継者の方は遠方にいらっしゃるため大変だということですし、水田や畑に戻すことも難しいということです。耕作者を探すことも考慮されていましたが、今回、申請地のすぐ近くで鉄鋼業を営まれている方が、申請地に工場を建てて活用されるということでした。ドッグランについては、譲受人だけではなく、周辺の方々にお貸しして利用していただくものということです。汚水、雨水については、周辺の農業用排水路に流すということで、周辺農地には影響はありません。致し方ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたが、11番の案件については疑義があるようです。

11番の案件について、詳細な説明を事務局に求めます。

事務局（岡本主任）

ご説明いたします。

事務局といたしましては、この度の計画では、許可基準を満たしていないことから許可できないものの、新たな土砂流出対策がなされ、土地利用計画の変更がなされれば、許可し得る案件であると考えております。一旦保留し、次回以降の

総会において、改めてご審議いただければと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

状況は分かりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

伊田喜弘委員

13番伊田です。11番の案件について、要件を満たしていないので許可できないと、これは分かりました。変更があれば許可するという話ですが、どんな変更をお考えなのかお聞かせ願えませんか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。

今回の案件を許可することができないのは、土砂の流出対策に不備があるため、周辺農地に影響を及ぼす虞があるためでございます。申請者が、土砂の流出対策、どのようなかたちになるかは分かりませんが、例えばブロックを築くかもしれません。申請者から、新たな流出対策を提案する申請が提出されたのちに、再度農業委員会の総会の場でご審議いただければと考えております。現時では、どのような対策を講ずるかについては、申請者、申請者の代理人からの報告は受けておりません。

以上でございます。

議長（山田会長）

よろしいですか。

伊田喜弘委員

はい。了解しました。

議長（山田会長）

他にございますか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

金田豊和委員

16番金田です。6番の案件について、大変広い面積ですが、これは原木の仕入先というか、通常であれば計量器を設置して管理する程度の量だと思うのですが、事業の確実性というのはあるのでしょうか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。

文書等記載されたものの提出はいただいておりませんが、原木を大量に仕入れるとのことですので、聞き取り調査はさせていただいております。九州の方からトラックで搬入されると聞いております。

以上でございます。

金田豊和委員

面積的に妥当かどうかというのが気になる。この近くにあるバイオマス関係の施設は、これだけの面積はない。本案件は1日10トン車が2台となっている。実際にこれだけの敷地があるのか疑問に感じる。

事務局（岡本主任）

申請者の方から、今回、大規模なきのこ栽培の事業計画書が出されています。先ほど、チップについてはご説明いたしましたが、菌床体の数でいきますと年間30万くらいの計画となっております。それから算出された用地面積をもって、今回の計画を作成したと聞いております。

以上でございます。

議長（山田会長）

いまの回答でよろしいですか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」のうち、1番から10番の案件については許可、11番の案件については保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から10番の案件については許可、11番の案件については保留とすることと決しました。

なお、1番及び6番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可することとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

総会議案書64ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目、田1筆、面積は、4,374㎡で、申請地の位置図は、65、66ページ、公図は67ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から北西へ約2.7kmに位置する土地でございます。

令和3年9月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの方況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件について報告いたします。9月7日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。申請地は、20年以上耕作していないということで、竹や雑木等が繁茂しており、山林化しておりましたので、農地に戻せる状況ではなく、非農地と判断い

たしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 現況確認について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書68ページをお開きください。1番。

この案件は、令和3年10月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、69ページ、70ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和3年10月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。

この案件は、農地利用最適化推進委員から辞職願が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得ようとするものでございます。

議案書とともにお配りしております資料の中に、「辞職願」がございますので、ご覧ください。

9月1日に、宇賀地区の吉村一美（よしむら かずみ）農地利用最適化推進委員より、体調不良などの一身上の都合との理由で、令和3年9月30日をもって辞職したい旨の辞職願の提出がございました。

辞職願に対する農業委員会の同意につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり、辞任に同意することと決しましたので、事務局に後任候補者の選定手続きを進めることを求めます。

事務局（白田事務局次長）

今後の手続きですが、農業委員会法第17条第1項の規定により、欠員の補充に関する公募を行います。

公募の期間につきましては、同法施行規則第13条第2項におおむね1ヶ月と規定されておりますので、9月14日より10月13日まで公募を行います。

1 1月上旬を目途に農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、その審査結果を11月16日開催予定の令和3年度第8回農業委員会総会に上程しご審議をいただく予定でございます。

なお、この評価委員会の構成員でございますが、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱第3条第2項に、委員長は農業委員会会長をもって充て会務を総理すると規定され、同条第3項に委員は会長職務代理者、会長が指名する4名以内の農業委員及び農業委員会事務局長をもって充てると規定されておりますので、評価委員については、次回令和3年度第7回総会終了後、会長から指名いただきます。

以上でございます。

議長（山田会長）

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第6「報告第1号」から日程第19「報告第14号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書72から74ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、10件ございました。

75ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

76ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

82から83ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、6件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

84ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出につ

いて」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

85ページ、報告第6号「許可指令書訂正申出書について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

86ページ、報告第7号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

87から88ページ、報告第8号「農地造成届について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

99ページ、報告第9号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

100ページ、報告第10号「農地造成計画変更届について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

107ページ、報告第11号「農地造成完了届について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

108ページ、報告第12号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

109ページ、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

110ページ、報告第14号「農地の転用事実に関する照会、証明について」は5件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。1号から4号につきまして

は、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。また、5号につきましては、農業委員による現地確認を行い、農地以外である旨が確認できましたので、「非農地」と回答いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第14号までについて、質問等はありませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第6回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻10時40分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....